

第15号議案

新城市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年2月22日提出

新城市長 穂積亮次

新城市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第109号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東部こども園の項中「東部こども園」を「舟着こども園」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、東部こども園の名称を舟着こども園に変更するため必要があるからである。